令和８年度
広島県賃上げ環境整備
支援事業補助金

申　請　の　手　引　き

【Ｒ８.９.１～】

目　次

１．補助金の概要
（１）趣旨　・・・

１．補助金の概要

（１）趣旨

県内中小企業等の経営改善と労働者の処遇改善を図るため、生産性向上に資する設備投資等とともに、賃金の引き上げを行い、国の令和８年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「助成金」という。）の支給を受けた県内の中小企業等の皆様に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

（２）補助対象事業者（補助要件）

次の①～⑤の要件を全て満たす必要があります。

① 県内に事業所を有する中小企業等

② 助成金について、令和８年度に広島労働局に交付申請を行い、交付額確定の通知を補助金の申請時に提出できる者

③ 助成金の支給決定通知書、及び当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き上げを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳）を適切に整備し、保管している者

④ 次の各号のいずれにも該当しない者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行っている者

イ 広島県暴力団排除条例 （平成 22 年広島県条例第 37 号）に規定する暴力団又は暴力団員等

ウ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

（３）補助対象経費

助成金の対象となる経費と同様とします。

（４）補助率

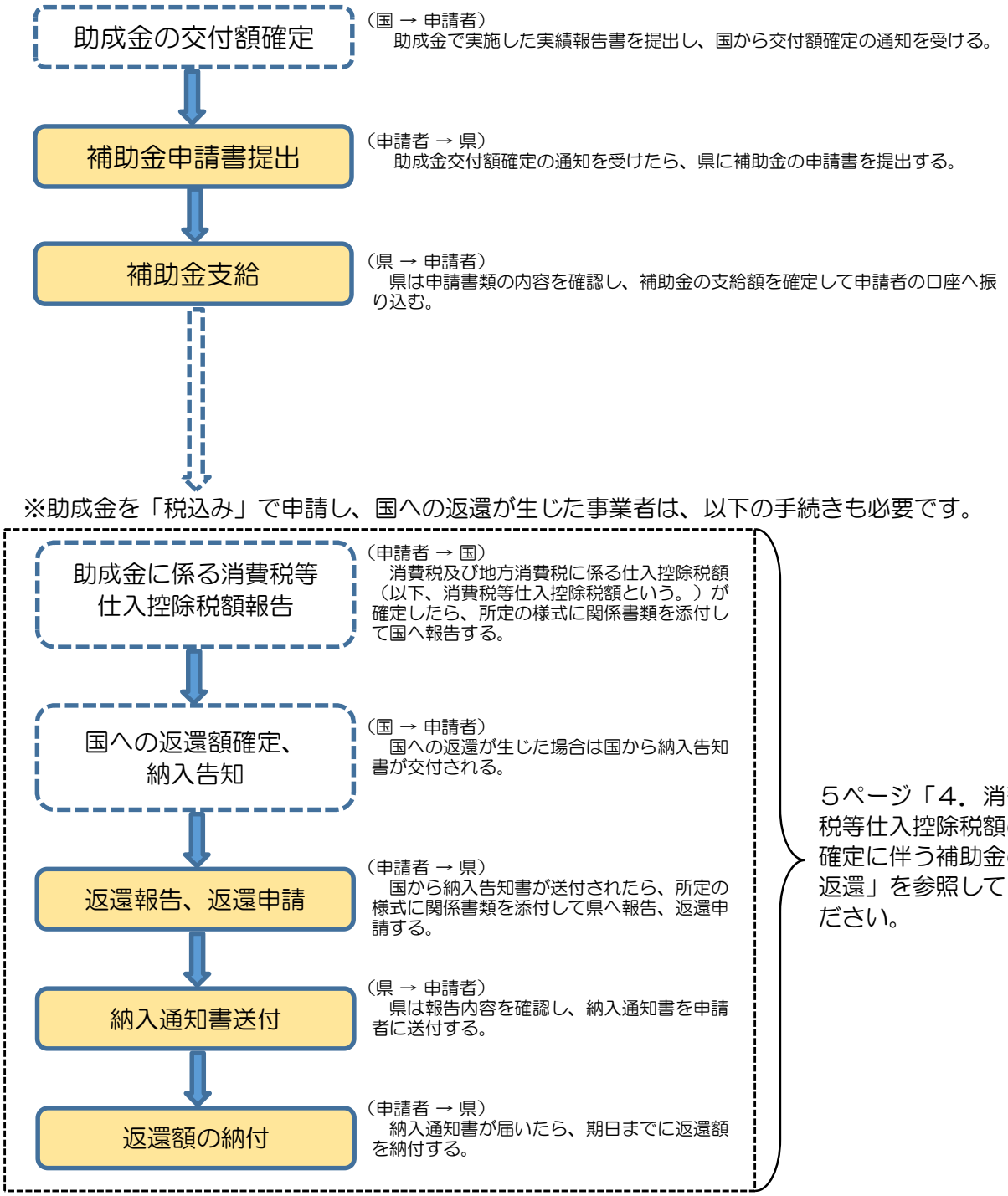
補助率は、助成金の交付確定額の 10 分の１とします。

（５）補助金の額

補助金の額は助成金の交付確定額に補助率を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）とします。

２．申請手続き等

（１）申請の流れ



（２）提出書類

提出書類の種類	具体的な内容
①交付申請書	・別記様式第１号に記入してください。 ・申請事務を社労士等に委任している場合は、申請手続の委任状が必要です。
②誓約書	・県所定の様式に記入してください。 ・申請者（事業所ではない）情報を記入してください。 ・法人の代表者又は個人事業主が自署又は記名押印（代表者印）してください。 ・誓約日は、申請日と同日か、それより後の日付にしてください。
③助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し	・国助成金交付要綱　様式第 11 号
④助成金の事業実績報告書の写し	・国助成金交付要綱　様式第９号
⑤助成金の国庫補助金精算書の写し	・国助成金交付要綱　様式第９号別紙１
⑥助成金の事業実施結果報告	・国助成金交付要綱　様式第９号別紙２
⑦振込先口座の確認書類	◆通帳がある場合 ①通帳の表紙の写し ②表紙をめくった次のページ（金融機関コード、店番、口座番号、カタカナ表記の口座名義等が記載されているページ）の写し ※①②両方を提出してください。 ◆ネットバンキングで通帳がない場合 ネットバンキングのマイページ画面等振込先口座の情報（金融機関コード、店番、口座番号、預金種目、カタカナ表記の口座名義）が確認できる資料 （注）受領権限を申請者以外の者に委任する場合（申請者が法人代表者 で事業所長名義の口座に振込を希望する場合等）は受領の委任状 が必要です。 （注）日本国内の口座に限ります。
⑧チェックリスト	・県所定の様式に記入してください。
⑨（該当する場合） 申請手続の委任状	・任意の様式で作成してください。（様式例は県 HP に掲載しています。） ・委任者として、申請者（事業所ではない）情報を記入してください。 ・委任者が記名押印（代表者印）してください。

・提出いただいた申請書等は、原則として返却しません。
・上記以外に補足書類の提出を求める場合があります。
・書類は Ａ４サイズで統一してください。

◆申請様式等の入手先（県ホームページからダウンロードしてください。）
（URL）
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/r8chinage-hojokin.html

（３）申請書提出期限

令和９年２月 26 日（金）　※当日消印有効とします。

（４）申請方法

申請に当たっては、①郵送、②持参のどちらかの方法で申請してください。

① 郵送による申請

- 次の宛先に郵送してください。
- レターパックや簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。控えは、結果がわかるまで保管してください。
- 封筒等には、差出人の住所、氏名を必ずご記入ください。
- 料金不足の場合は受け取ることができないためご注意ください。

【宛先】　〒730-8511
広島県広島市中区基町 10 番 52 号
広島県商工労働局雇用労働政策課
広島県賃上げ環境整備支援事業補助金担当

② 持参による申請

次の申請先へ持参してください。

【申請先】　〒730-8511
広島県広島市中区基町 10 番 52 号
広島県商工労働局雇用労働政策課労働環境整備推進グループ
（広島県庁東館の３階です。）

（５）その他の申請に関する注意事項

- 申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合、県担当者から直接連絡をさせていただきます。このため、申請書（別記様式第１号）の連絡先欄には必ず、日中（９時～17 時）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。
- 申請書類が全て確認できなければ、審査ができません。提出前に書類が揃っているか再度ご確認をお願いします。
- 申請書の提出があった場合でも、提出期限までに必要な書類全てが揃っていない場合は、申請を取り下げたものとみなすことがあります。

３．補助金の交付

（１）補助金の交付決定

- 申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められる場合に補助金を交付します。
- 交付決定の通知は、申請書に記載いただいた口座への振込みをもって行い、決定通知書等の送付はありません。

（２）補助金の支給

- 申請書に記載いただいた口座に振り込むため、申請書の控えをお手元に保管してください。

4．消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定し、国への返還が生じた場合には、国への返還額に対応する補助金の額を県に返還していただくこととなります。

（１）県への返還額

- 助成金交付済額－国への返還額＝ａ（本来国が助成する額）
- ａ×1/10＝ｂ（千円未満切り捨て）（本来県が補助する額）
- 補助金交付済額－ｂ＝県への返還額

（２）県への提出書類

提出書類の種類	具体的な内容
広島県賃上げ環境整備支援事業補助金返還報告書兼返還申請書	・別記様式第３号に記入してください。 ・交付決定日は支払予定日をお知らせするメールに記載しています。 （エクセルに計算式が入っています。）
国への返還額が確認できる資料	・通知書、納入告知書、領収控のうちいずれか一つの写しを提出してください。

（３）提出方法

申請時と同じ窓口へ郵送又は持参してください。

（４）返還納付

後日、納入通知書を送付しますので、知事の指定する期日までに指定の金融機関でお支払いください。

5．交付決定の取消し及び補助金の返還

補助金の交付後、補助対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合等は、補助金の交付決定を取消し、知事の指定する期日までに補助金を返還いただき、加算金をお支払いいただきます。

6．調査等への協力

補助金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、調査、報告、是正その他必要な措置を求めることがあります。また、申請者に対して立入検査を実施することがあり、その場合、申請者はこれに応じる必要があります。

7．その他注意事項

- 提出いただいた申請書類に記載された情報は、本補助金に関する事務に限り使用し、同意事項及び誓約事項を除き、他の目的には使用しません。
- 但し、場合により、申請書類に記載された情報を広島県警察本部、税務署、国、市町などの行政機関に提供することがあります。

8．問い合わせ先

広島県商工労働局雇用労働政策課労働環境整備推進グループ
広島県賃上げ環境整備支援事業補助金担当
Tel.082-513-3411
Mail. syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

申請書類の様式について

①交付申請書（別記様式第１号）

別記様式第1号(第4条関係)

令和8年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金申請書

広島県知事　様

令和8年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金交付要件を満たしているため、令和8年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金を申請し、請求します。
なお、記載(チェック)した事項については事実と相違ありません。

申請日	令和	年	月	日

1 申請者の情報(法人の場合は会社等の所在地を，個人事業主の場合は主たる事務所の所在地を記入してください。)

申請者情報	所在地	〒 －	都・道府・県	区・市町
		番地等		
		法人番号		※法人の方のみ
	フリガナ			
	法人名又は屋号・店名			
	代表者役職		フリガナ	
			代表者氏名	
事業所情報(※1)	所在地	〒 －		区・市町
		番地等		
	フリガナ			
	事業所名称			
連絡先 担当者	所属		フリガナ	
			氏名	
メールアドレス			電話番号(※2)	

※1 申請者情報と同一の場合もすべての項目を記入してください。申請する事業所が複数ある場合は、事業所ごとに申請書の提出が必要です。
※2 連絡先の電話番号は、午前9時から午後5時に連絡の取れる電話番号を記入してください。

2 補助金交付申請額

金　　円

※ 以下の計算式により算出し、補助金交付申請額を記入してください。

＜補助金交付申請額の算出＞

業務改善助成金の交付確定額を「助成金交付確定額」の欄に記入してください。

助成金交付確定額		補助率		補助金交付申請額(千円未満切り捨て)
円	×	1/10	＝	円

3 業務改善助成金における消費税の適用に関する事項(※3)

□ア　消費税抜きで国庫補助所要額を算定
□イ　消費税込みで国庫補助所要額を算定(※4)

※3 業務改善助成金の事業実績報告書を作成した時点の状況をチェックしてください。
※4 イを選択し、消費税等仕入控除税額確定後、国へ返還が生じた場合は、別記様式第3号により報告してください。

4 振込先口座

金融機関名							本・支店名					
預金種目	□	普通	□	当座	金融機関コード					支店コード		
口座番号								※右詰めで記入してください。				
フリガナ												
口座名義												

≪県使用欄≫
（決定額）

※ 県で使用しますので、記入しないでください。

②誓約書

誓 約 書

私は、「令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）」の交付を申請するに当たり、次の内容について誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　反社会的行為に関して

（１）暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）でありません。

（２）事業者の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていません。

（３）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。

（４）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。

（５）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

２　その他補助金の申請等に関して

（１）申請内容は事実に相違なく、申請要件を満たしています。

（２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴い国への返還が生じた場合には、県に対しても速やかに、補助金の返還報告及び返還申請を行うとともに、返還額の支払いに応じます。

（３）虚偽が判明した場合又は申請要件から外れた場合は、補助金の返還及び加算金の支払いに応じます。

（４）県税の滞納はしていません。

（５）申請日から３年以内に、国又は地方公共団体の各種助成金等において、不正受給はしていません。

（６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行っていません。

（７）過去３年間に、労働関係法令に違反していません。

（８）広島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

（９）警察、国及び市町等から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。

(10) 業務改善助成金に関する受給内容等について、広島県が国から情報提供を受けることに同意します。

広　島　県　知　事　様

令和　　年　　月　　日

（申請者）

住　　所

法人名又は
屋号・店名

代 表 者 氏 名

※法人の代表者又は個人事業主が自署又は記名押印（代表者印）してください。

⑧チェックリスト

令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金申請チェックリスト

申請者名：

◆提出書類　　□にチェックしてください。

添付チェック	No.	書　類　名	確認項目	内容チェック	確認内容
□	1	申請書 （別記様式第１号）	申請日	□	申請日は令和９年２月２６日以前の日付となっているか。
			申請者情報	□	記入した情報に間違いはないか。
				□	記入漏れがないか。
			事業所情報	□	広島県内の事業所か。 （注）申請者と事業所が同一の場合も、空欄とせず、申請者情報と同じ内容を記入してください。
			連絡先	□	記入漏れがないか。 （注）実際に申請事務を行う者の連絡先を記入してください。 （注）申請事務を社労士等に委任している場合は、社労士等の情報を記入してください。（別途委任状が必要です。）
			補助金交付申請額	□	助成金交付確定額の1/10（千円未満切り捨て）になっているか。
			業務改善助成金申請における、消費税の適用に関する事項	□	記入した内容に間違いはないか。
			振込先口座	□	添付の通帳記載の内容と相違ないか。
□	2	誓約書 （※原本を提出してください）	記載内容	□	代表者が自署しているか、又は代表者印が押印されているか。
			誓約日	□	誓約日が申請日と同じ、又は申請日より後か。
□	3	業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し	額の確定日	□	額の確定日は申請書（別記様式第１号）に記入の申請日以前か。
□	4	業務改善助成金の事業実績報告書の写し	報告書の提出日	□	No.3（助成金の交付額確定及び支給決定通知書）に記載されている日付と同じ、又はそれより前か。
□	5	業務改善助成金の事業実績報告書別紙１（国庫補助金精算書）の写し	書類の添付	□	書類が添付されているか。
□	6	業務改善助成金の事業実績報告書別紙２（事業実施結果報告）の写し	書類の添付	□	書類が添付されているか。
□	7	振込先口座の通帳の写し	書類の貼付	□	◆通帳がある場合 ①通帳の表紙の写し ②表紙をめくった次のページ（金融機関コード、店番、口座番号、カタカナ表記の口座名義等が記載されているページ）の写し ※①②両方を提出してください。 ◆ネットバンキングで通帳がない場合 ネットバンキングのマイページ画面等振込先口座の情報（金融機関コード、店番、口座番号、預金種目、カタカナ表記の口座名義）が確認できる資料 （注）受領者は原則申請者です。 （注）日本国内の口座に限ります。
□	8	（該当する場合） 申請手続の委任状 （※原本を提出してください）	委任者情報	□	委任者として、申請者（事業所ではない）情報を記入しているか。 委任者が記名押印（代表者印）しているか

補助金返還額報告書兼返還申請書（別記様式第３号）

別記様式第３号（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

広島県知事　　様

申請者
住　　所

法人名又は屋号・店名
代　表　者　氏　名

事業所
住　　所

事　業　所　名　称
担　当　者　氏　名

令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金返還報告書兼返還申請書

令和　年　月　日に交付決定のあった令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金について、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したため、令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり報告し、同補助金の一部返還を申請します。

１　国庫返還額及び補助金返還額について

（１）　助成金交付確定額　　金　　円・・・①

（２）　消費税仕入控除税額の確定に伴う国庫返還額　　金　　円・・・②

（３）　①－②　　金　　円・・・③

（４）　③の10分の１の額（千円未満切捨て）　　金　　円・・・④

（５）　補助金交付確定額　　金　　円・・・⑤

（６）　補助金返還額（⑤－④）　　金　　円

２　添付資料

国庫返還額が分かる資料（※）

※国からの返還案内文、納入告知書、領収控などの写し